

観施委第 22 号 下呂温泉合掌村冬季夜間回遊・受入環境実証業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、下呂温泉街中心部における特定時期・時間帯の観光集中を緩和し、周辺主要観光資源である合掌村エリア等への安全かつ円滑な夜間回遊・観光分散を図るとともに、冬季特有の気象・地理的リスクに対応した安全受入環境の確立および多言語情報発信の実証を行うことを目的とする。また、急峻な坂道・凍結路面での徒歩移動リスクを解消し、バリアフリー輸送を含む包括的な二次交通整備を実現することで、過剰集中の未然防止と KGI（回遊率 60%）の達成を目指すものである。

2. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 22 日まで

3. 委託上限額

8, 800, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模の上限を示すものである。

4. 業務内容

受託者は、本市の指示および関係機関（協議会・地域団体等）との綿密な連携のもと、以下の業務を包括的かつ一体的に実施すること。なお、予算内で最大限の費用対効果を発揮するため、新規開発にこだわらず、既存の汎用システムや媒体・アセットの積極的な活用を提案すること。

（1）冬季夜間回遊性向上及び安全輸送実証運行支援業務

・周遊輸送計画の策定及び運行管理体制の構築

温泉街各宿泊施設群と高台に位置する合掌村間における、冬季夜間運行を想定した最適周遊ルート・運行ダイヤの設計、バス等の運行。（原則として令和 9 年 1 月、又は 2 月の特定日を運行日とする。）

狭隘路・急勾配・積雪凍結区間における安全運行管理体制の構築（安全運行管理責任者の配置、天候急変時の運行判断基準の策定）。本実証において、KPI として「夜間シャトルバス利用者数 3, 500 人以上」を達成すること。

交通運行にあたっては、関係法令を遵守し、適切な許可（旅行業、一般貸切旅客自動車運送事業等）を持つ事業者と連携し手配すること。

・デジタル動態・乗降管理の運用実証

利用者の乗降状況および車両位置情報をリアルタイムに把握・可視化する管理手法（QRコード等を用いた非接触型認証、GPS トラッキング連動等）の実装と検証。取得したデータは、後述の「事業効果検証」における回遊率や混雑緩和度の客観的指標として活用すること。

（2）インバウンド向け多言語受入環境整備及び夜間誘客プロモーション業務

・多言語情報発信コンテンツの企画・制作、掲載

- 訪日外国人旅行者に対する、合掌村夜間開園および周遊案内に係る多言語パンフレットの制作及び訪日メディアへの掲載。（対応言語は少なくとも英語および繁体字を含むこと。K P Iとして「パンフレット作成・配布数1, 0 0 0部」を達成すること。）
- ・海外及び現地影響力保有者（K O L等）を活用したファムトリップの実施及び夜間回遊誘導施策のS N S情報発信。（K P Iとして「K O L情報発信視聴者数3, 0 0 0人」を達成すること。）
- ・安全誘導・情報連携型サイン環境の実証整備

温泉街から合掌村に至る主要動線上の危険箇所等において、夜間視認性に配慮した安全誘導サイン（多言語情報へのアクセス機能を有するもの）の現地実証設置。（対応言語は少なくとも英語および繁体字を含むこと。K P Iとして「多言語サイン Q R利用者数1, 0 0 0人」を達成すること。）

（3）協議会運営支援及び事業効果検証・持続可能性調査業務

- ・地域関係者による合意形成及び協議会運営支援
「下呂温泉郷オーバーツーリズム未然防止協議会」等の関係会議体（定例）の運営支援、資料作成、関係団体（観光協会、旅館組合、地元商工会、交通事業者等）への各箇所に向けた事業説明及び合意形成、定期訪問による進捗説明や調整。
- ・K G I／K P Iに基づく定量的・定性的効果検証
中心街の混雑緩和度、回遊率変化、事故・ヒヤリハット発生状況、来訪者満足度、住民受容度等に関する多角的なアンケート調査・人流データ分析の実施。また、次年度以降の事業化に向け、夜間消費動向および来訪者の適正料金に対する支払意欲（W T P）の調査を必ず含めること。
- ・事業終了後の自走化・事業化モデルの策定
実証結果に基づく次年度以降の受益者負担型運営モデル（協力金制度等）の設計および持続可能性の検証。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす単独企業または共同企業体（J V）とする。なお、共同企業体（J V）として参加する場合、以下の(2)～(5)の要件は、代表企業だけでなく構成企業の役割分担により全体で満たしていれば可とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 過去3年以内において、国（観光庁等）または地方自治体、事業体などが発注した「オーバーツーリズム対策」「観光地受入環境整備」「観光交通・二次交通実証」に関する業務委託実績を有すること。（実績等を提案書の中に記載すること）
- (3) 冬季積雪寒冷地における夜間交通運行実証および観光プロモーションを同一地域で一体的に受託・遂行できる体制を有すること。
- (4) 本市および下呂温泉の地域観光事情、道路交通特性、旅館・商店街等の地域商慣習に精通し、発注後速やかに地域関係者（観光協会・旅館協同組合・地元交通事業者等）と

の協議・合意形成に着手できる現地推進体制（または担当責任者）を即座に配置できること。（過去類似実績等を提案書の中に記載すること）

6. 報告書等の作成

本業務の実施結果を取りまとめ、事業成果、課題、今後の展開及び次年度以降の運営に向けた提案を含む報告書を作成すること。

7. 成果品

受託者は、履行期限までに、成果品を含めた報告書を提出するものとする。

なお、成果品の詳細な体裁、提出方法及び部数については、契約締結後、委託者と協議の上、定めるものとする。

8. 実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、十分な実施体制を確保すること。また、業務全体を統括する責任者を配置するとともに、委託者との連絡調整を適切に行うこと。

9. 進捗管理

受託者は、委託者と定期的に協議を行い、業務の進捗状況、課題及び対応方針を共有すること。また、委託者から求めがあった場合は、速やかに資料提出及び説明を行うこと。

10. 著作権等

本業務により作成された成果品に係る著作権その他一切の権利は、原則として委託者に帰属するものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から保有する著作物等を利用する場合は、権利関係を明確にした上で使用すること。また、写真、画像、図版その他第三者の権利を使用する場合は、受託者の責任において必要な処理を行うこと。

11. 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

12. 秘密保持及び個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。また、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、適切に管理すること。

13. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。